

## 第405回南国市議会定例会会議録

第7日 平成30年12月20日 木曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	13番 岡崎純男
14番 小笠原治幸	15番 野村新作
16番 浜田和子	17番 浜田勉
18番 土居篤男	19番 福田佐和子
20番 西岡照夫	21番 今西忠良

＊

### 欠席議員

12番 村田敦子

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
<small>参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長</small> 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子
福祉事務所長 岩原富美	教育長 大野吉彦

兼 長 課 長 兼 長 員 長	伊 藤 和 幸	生涯学習 課 長	中 村 俊 一
教 育 次 長 兼 長 員 長	細 川 千 秋	農 業 委 員 会 長	土 橋 愛
教 育 監 事 長	小 松 和 英	農 業 委 員 会 長	

\*-----\*

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長	秋 田 節 夫	次 長	公 文 知 子
書 記	門 脇 智 哉		

\*-----\*

**議事日程**

平成30年12月20日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成30年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第9号 平成30年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第10号 南国市人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 南国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例  
の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市地域ケア推進会議設置条例
- 第13 議案第13号 南国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 第19 議案第19号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 市道の認定について
- 第22 議案第22号 (仮称) 南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務(その2)委託契約の締結について
- 第23 議案第23号 南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定について
- 第24 議案第24号 南国市教育委員会教育長の任命の同意について
- 第25 請願第3号 ヤマサキ農場(養鶏場)からの悪臭、排水汚染等による公害の防止について
- 第26 選挙第1号 南国市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第27 承認要求書
- 第28 議員派遣の件

—————\*—————

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第28まで

議発第1号から議発第4号まで

—————\*—————

午前10時2分 開議

○議長(岡崎純男) これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

#### 発言の取り消し

○議長(岡崎純男) この際、お諮りいたします。一般質問または質疑における浜田勉議員、山中議員、有沢副議長及び平山市長からの発言の取り消し、訂正の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡崎純男) 御異議なしと認めます。よって、発言の取り消し、訂正の申し出を許可することに決しました。

＊

議案第1号から議案第24号まで、請願第3号

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号から議案第24号まで及び請願第3号、以上25件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長神崎隆代議員。

＊

平成30年12月18日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長

神崎隆代

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第3号	平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第14号	南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例	原案を可決	やむを得ない

		すべきもの	ものと認める
第15号	南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第16号	南国市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第17号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第18号	南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第19号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第20号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

\*

〔1番 神崎隆代議員登壇〕

○1番（神崎隆代） おはようございます。総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、及び議案第14号から議案第20号までの9件であります。

去る18日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、6億7,386万6,000円の増額であります。その所要一般財源は3億2,180万2,000円の増額で、普通交付税6,063万9,000円、繰越金1億7,286万7,000円及び諸収入8,829万6,000円を増額計上しているものです。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当 1 億2,421万4,000円、人件費7,078万1,000円を増額計上し、消防費関係では、防災対策加速化基金積立金2,649万円を増額計上、公債費関係では、公債費利子3,197万1,000円を減額計上しております。

また、繰越明許費としまして、土地区画整理事業費 3 億5,921万4,000円、都市再生整備事業費 3 億1,211万9,000円等、7 件を計上しております。

債務負担行為につきましては、市制施行60周年記念事業広報・PR業務委託を平成31年度まで限度額350万円、コミュニティバス運行业務委託を平成34年度まで限度額 1 億5,714万7,000円、南国市環境センター運転管理業務委託を平成33年度まで限度額 1 億1,844万円に設定しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で公共用地先行取得等事業債890万円を増額計上し、歳出で土地取得事業費890万円を増額計上するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例につきましては、寄附金を財源とする事業の見直しとともに、基金に積み立てることなく直接事業の財源に充てることができるよう本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国営ほ場整備事業の着実な実施を図るべく、新たに「農地整備課」を設置し体制を強化するため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、任期を定めた採用を行うことができる業務の追加等のため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づく国家公務員の給与改定に準じて、南国市一般職職員の勤勉手当の年間の上限額を0.05月分引き上げること及び給料表を改定すること等を行うため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につつま

しては、国家公務員の給与改定に準じ南国市一般職職員の勤勉手当の年間の上限額を引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の額を年間で0.05月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与改定に準じ南国市一般職職員の勤勉手当の年間の上限額を引き上げることに伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を年間で0.05月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第20号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、南国市一般職の職員の給料月額を引き上げることに伴い、一般職の職員の初任給を基準としている特別職の職員の報酬額を引き上げることから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の皆さまの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 産業建設常任委員長植田豊議員。

—————\*—————

平成30年12月18日

南国市議会議長 岡崎純男様

産業建設常任委員長

植田豊

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成30年度南国市一般会計補正予算	原案を可決	やむを得ない

	第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	すべきもの	ものと認める
第2号	平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第8号	平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第3号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第9号	平成30年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第10号	南国市人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第11号	南国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第21号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第22号	（仮称）南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務（その2）委託契約の締結について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第23号	南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

\*

〔2番 植田 豊議員登壇〕

○2番（植田 豊） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、2号、4号、8号、9号、10号、11号、21号、22号、23号の以上10件であります。去る18日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第

6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。主なものとしまして、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費611万8,000円、林業振興育成補助金等事業費572万5,000円を増額計上し、土木費関係では、国庫補助金の予算措置に合わせ土地区画整理事業費8,000万円を増額計上、災害復旧費関係では、平成30年7月豪雨等による災害の復旧に係る農業用施設災害復旧事業費3,468万1,000円を増額計上しており、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は4万1,000円を増額計上であります。歳出において、住宅新築資金等職員人件費4万1,000円を増額計上し、歳入において、繰越金4万1,000円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は133万3,000円を増額計上であります。歳出においては、農業集落排水職員人件費92万5,000円、農業集落排水一般管理費35万4,000円及び処理場維持管理費13万8,000円を増額計上し、公債費利子8万4,000円を減額計上しており、歳入におきましては、一般会計繰入金133万3,000円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号平成30年度南国市水道事業会計補正予算については、収益的支出において、上水道事業費用を1,112万8,000円増額するものであり、主なものは、水源地等の動力費、備用品費、固定資産の減価償却費を増額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成30年度南国市下水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、下水道事業収益を4万5,000円増額し、下水道事業費用を436万1,000円増額するものであります。下水道事業収益については、工事材料の売却収益を増額するものであり、下水道事業費用の主なものについては、人事異動に伴う人件費の減額、嘱託職員の賃金、使用料徴収事務委託料、受益者負担金報償費等を増額するものであります。資本的収入及び支出においては、下水道資本的収入を334万円増額し、下水道資本的支出を433万円減額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号南国市人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例については、県内の農業協同組合の統合に伴い、南国市人・農地プラン検討委員会の委員の規定を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第11号南国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、農業委員会の委員について、市街化調整区域の開発許可の規制緩和により農地法に関する相談案件が増加したことに伴い増員し、農地利用最適化推進委員について、担当地区の農地面積要件を変更したことに伴い減員するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号市道の認定については、開発により整備された能間1号線を市道として認定するもので、去る17日に担当課長立ち合いのもとで現地調査を行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号（仮称）南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務（その2）委託契約の締結については、平成31年度に本体造成工事及び市道・管理道路工事に關して高知県と委託契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第23号南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定については、南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の管理を「株式会社道の駅南国」に行わせるため議会の議決を求めるものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（岡崎純男） 教育民生常任委員長高木正平議員。

＊

平成30年12月18日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

高木正平

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第

103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 5 号	平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 6 号	平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 7 号	平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 2 号	南国市地域ケア推進会議設置条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 3 号	南国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 2 4 号	南国市教育委員会教育長の任命の同意について	同意すべき もの	やむを得ない ものと認める

＊

平成30年12月18日

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

教育民生常任委員長

高 木 正 平

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第

136条第1項の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
請第3号	ヤマサキ農場（養鶏場）からの悪臭、排水汚染等による公害の防止について	採択すべきもの	願意妥当と認める

＊

〔8番 高木正平議員登壇〕

○8番（高木正平） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第5号から議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第24号、請願第3号の以上8件であります。

去る12月18日、市長、副市长、教育長並びに関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。民生費関係の主なものは、利用者の増に伴う障害者自立支援給付事業費5,673万3,000円を増額計上するものであり、教育費関係の主なものは、小中学校の特別教室への空調設置費7,396万3,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。補正予算規模は6,138万9,000円の増額計上で、歳出では、保険給付費7,978万円、諸支出金120万1,000円等を増額計上し、総務費413万5,000円及び国民健康保険事業費給付金1,569万3,000円を減額計上するものです。歳入では、県支出金6,010万7,000円等を増額計上するもので、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模3,043万7,000円の増額計上であります。歳出では、介護保険職員人件費等の増に伴う総務費295万6,000円、居宅介護サービス給付費等の増に伴う保険給付費3,150万円、地域支援事業費100万7,000円等を増額計上し、介護給付費準備基金積立金510万8,000円を減額計上するものです。歳入では、保険給付費の増等に伴う国庫支出金855万5,000円、支払基金交付金858万

9,000円、県支出金410万8,000円、一般会計繰入金713万7,000円及び諸収入204万8,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模5,415万3,000円を増額計上であります。歳出では、人事異動等に伴う後期高齢者医療保険職員人件費等の増による総務費207万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5,208万円を増額計上し、歳入においては、後期高齢者医療保険料1,957万8,000円及び繰越金3,524万8,000円を増額計上するもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号南国市地域ケア推進会議設置条例につきましては、本市では、介護保険法に定める地域ケア会議において、要介護者、要支援者の自立支援に向けた個別事例の検討を行ってきましたが、今後さらに高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、介護予防、その他の支援体制を総合的に調整し、推進することを目的とした市長の附属機関として、南国市地域ケア推進会議を設置するため、地方自治法の規定により本条例を制定するもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第13号南国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきましては、多方面からの視点による審議を図るため、南国市子ども・子育て会議の委員を増員するに当たり、新たに増員する委員の任期の終期を既存の委員の任期の終期にあわせるよう本条例の一部を改正するもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号南国市教育委員会教育長の任命の同意についてにつきましては、現在の教育長の任期が平成31年1月15日までとなるため、後任として竹内信人氏を教育長に任命するものです。委員より、小学校校長として3月末まで在職したのちの就任が良いのではという意見や、反対の意見が出されましたが、審査の結果、賛成多数により同意すべきものと決しました。

最後に、請願第3号ヤマサキ農場（養鶏場）からの悪臭、排水汚染等による公害の防止についてであります。請願の主旨は、養鶏場周辺の住民は40有余年にわたり、悪臭の被害をこうむり、再三、鶏舎及びその周辺の環境改善、消臭対策を要請してきたが、生産施設の不整備、劣化も放置して事業を継続している現状である。悪臭や汚濁水の用水路への流入の改善を求め、さらに移転を求めるといふものです。12月17日、委員7名全員と環境課の職員2名で、養鶏場の現地視察を行い、国府地区養鶏場公害対策委員会の会長他委員の皆さまから説明や実状を伺いました。地元住民の方々は、何十年もの長い間悪臭に悩まされ、我慢の限界にきているとの

ことでした。委員会では、地元住民の意を汲み、市として具体的に何ができるのかを問い、悪臭については、農林水産課が消臭ファンの設置を含め対応を考えたい、汚濁水については、上下水道局が調査を行いたいということでしたので、審査の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） これにて委員長の報告は終わりました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議案第1号から議案第11号まで、以上11件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第11号まで、以上11件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号から議案第23号まで、以上11件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第23号まで、以上11件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決いたします。委員長の報告は同意であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第24号は同意することに決しました。

次に、請願第3号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択することに決しました。

＊

#### 南国市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（岡崎純男） 次に、日程第26、南国市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。本件は、選挙管理委員及び補充員の任期が満了しますので、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、同法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名選挙にすることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に岡田哲夫君、池田朋之君、武市慶子さん、森本哲君、補充員に岡崎耕治君、森岡千年君、大塚喜久子さん、水田敬二君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました岡田哲夫君、池田朋之君、武

市慶子さん、森本哲君を選挙管理委員に、岡崎耕治君、森岡千年君、大塚喜久子さん、水田敬二君を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岡田哲夫君、池田朋之君、武市慶子さん、森本哲君は選挙管理委員に、岡崎耕治君、森岡千年君、大塚喜久子さん、水田敬二君は補充員にそれぞれ当選されました。

お諮りいたします。補充員の補充の順位につきましては、指名いたしました順序により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

#### 承認要求書

○議長（岡崎純男） 日程第27、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

#### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

#### 記

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項   |
| 1. 目的 | 所管事項の把握         |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで          |

平成30年12月20日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長 神 崎 隆 代

産業建設常任委員長 植 田 豊

教育民生常任委員長 高 木 正 平

議会運営委員長 土 居 恒 夫

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

—————\*—————

#### 議員派遣の件

○議長（岡崎純男） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りいたしましたとおりの派遣することに決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

#### 議発第1号から議発第4号まで

○議長（岡崎純男） ただいま議発第1号から議発第4号まで、以上4件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

議発第1号

待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月20日提出

提出者	南国市議会議員	土居恒夫
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	山中良成
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	植田豊
〃	〃	西岡照夫
〃	〃	前田学浩
〃	〃	岩松永治
〃	〃	高木正平
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	浜田和子
〃	〃	今西忠良
〃	〃	中山研心
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	西川潔
〃	〃	土居篤男
〃	〃	浜田勉
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....

議発第1号

待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書

平成27年の子ども・子育て支援新制度実施以後も待機児童の増加、保育士不足など保育問題は深刻化しており、保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題となっている。すべての子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現するためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と処遇改善による「保育の質」の確保、保育の無償化も含めた総合的な対策をすすめることである。

よって、国においては予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、以下について要望する。

記

1. 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。
2. 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
3. 保育の無償化の実施にあたっては、地方自治体の負担増とならないよう、国として必要な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	根 本 匠 様
文 部 科 学 大 臣	柴 山 昌 彦 様
内閣府特命担当大臣	宮 腰 光 寛 様

( 少 子 化 対 策 )

＊

議発第2号

Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月20日提出

提出者	南国市議会議員	浜 田 和 子
賛成者	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	小 笠 原 治 幸
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	西 川 潔

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....  
議発第2号

Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書

Society5.0の時代は、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し

協働する力など、人間としての強みを活かして一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが求められています。

そのためには、これまでの日本の教育の良さを活かしつつ、AI、IoT等の革新的技術をはじめとするICT等の活用による新たな教育の展開が不可欠です。

そのような中、一人一人の興味関心や習熟度に対応した公正に個別化・最適化された学びを可能にするだけでなく、データ・進捗管理に伴う教員の負担軽減にもつながる「EdTech」イノベーションの波が世界各国の教育現場に及び、「学びの革命」が進んでいます。

EdTechを学校教育現場で活用するには、前提としてICT環境の整備が不可欠ですが、我が国の学校教育現場におけるICT環境の実態は、整備状況（通信容量・PCのスペック・台数等）に自治体間格差も大きく、このままでは生徒全員が十分にEdTechを活用するのは困難な状況にあることから、政府においては、下記の項目を実現するよう強く要望します。

#### 記

1. 2018～2022年度まで行うことになっている地方財政措置について、自治体においてICT環境整備に向けられるよう周知徹底するとともに、より使い勝手の良い制度にするなど、一層の拡充を行うこと。
2. ICTを活用した教育を推進するために、教員や児童生徒のICT利活用を援助する役割がある「ICT支援員」の配置が進むよう周知徹底するとともに、教員向けの研修等の充実を図ること。
3. 「公正に個別最適化された学び」を広く実現するため、学校現場と企業等の協働により、学校教育において効果的に活用できる「未来型教育テクノロジー」の開発・実証を行い、学校教育の質の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
文 部 科 学 大 臣	柴 山 昌 彦 様
総 務 大 臣	石 田 真 敏 様
経 済 産 業 大 臣	世 耕 弘 成 様

議発第3号

認知症施策の推進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月20日提出

提出者	南国市議会議員	神崎隆代
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	山中良成
〃	〃	植田豊
〃	〃	高木正平
〃	〃	岩松永治
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	西岡照夫
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	前田学浩
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	西川潔
〃	〃	浜田和子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....  
議発第3号

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれ

ている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳をもって生きることができ、社会の実現をめざし、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

#### 記

1. 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症対策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
2. 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間について、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
4. 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

南 国 市 議 会

衆議院議長 大島 理 森 様  
参議院議長 伊 達 忠 一 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
厚生労働大臣 根 本 匠 様

＊

議発第4号

日欧EPAや日欧SPAからの勇敢なる撤退を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月20日提出

提出者	南国市議会議員	浜 田 勉
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐 和 子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

議発第4号

日欧EPAや日欧SPAからの勇敢なる撤退を求める意見書

日欧EPA（経済連携協定）や日欧SPA（戦略的パートナーシップ協定）承認は、日豪EPAやアメリカとの新たな貿易協定交渉にも重大な危機的影響を与えることは必至であります。

米国の農業団体などからは、TPPを超える市場解放論が早くも展開され、農産物・食品分野では関税率を問題視し、さらには、遺伝子組み換えや残留農薬の規制を整備する衛生植物検疫措置まで導入を求めています。アメリカによるアメリカのための植物検疫権行使であり、まさにトランプファーストであります。自動車の分野でも、アメリカの安全基準を押しつけています。

日欧EPAや日欧SPAの承認は屈服への一直線であり、拙速な承認は許されません。

私たちは、日本人の心の叫びとして政府に主権国家としての自主的な行動を求めてやみません。

よって、政府においては、私たちと呼応し、日欧EPAや日欧SPAからの勇敢なる撤退を求め

ます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣	河 野 太 郎 様
経 済 産 業 大 臣	世 耕 弘 成 様
経 済 再 生 大 臣	茂 木 敏 充 様

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 次に、議発第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議発第2号は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 次に、議発第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議発第3号は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 次に、議発第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第405回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時40分 閉会